

内閣委員会 議 録 第 六 号

昭和三十三年三月六日(金曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 綱島 正興君

理事伊能繁次郎君 理事辻 寛一君

理事内藤 隆君 理事永山 忠則君

理事八田 貞義君 理事石橋 政嗣君

理事田口 誠治君 理事山内 広君

佐々木義武君 高瀬 傳君

塚田 徹君 坪川 信三君

徳安 實藏君 野呂 恭一君

藤尾 正行君 保科善四郎君

湊 徹郎君 中村 高一君

村山 喜一君 受田 新吉君

山下 榮二君

出席國務大臣

大蔵大臣 田中 角榮君

國務大臣 佐藤 榮作君

國務大臣 山村新治郎君

出席政府委員

總理府事務官 山口 一夫君

(行政管理局長) 政務次官 井川 伊平君

北海道開発 總理府事務官 小島要太郎君

(北海道開発局 総務監理官) 總理府事務官 荒巻與四郎君

(北海道開港局 主幹) 大蔵事務官 高橋 俊英君

(銀行局長) 委員外の出席者

總理府事務官 松本 操一君

(行政管理局長) 政務次官 松本 操一君

政務次官 松本 操一君

政務次官 松本 操一君

政務次官 松本 操一君

政務次官 松本 操一君

政務次官 松本 操一君

政務次官 松本 操一君

政務次官 松本 操一君

政務次官 松本 操一君

政務次官 松本 操一君

政務次官 松本 操一君

政務次官 松本 操一君

政務次官 松本 操一君

總理府事務官 木村 喬頼君

(北海道開港局 主幹) 大蔵事務官 相沢 英之君

(主計局法規課 長) 大蔵事務官 新保 実生君

(銀行局特別金 融課長) 北海道東北開港 北島 武雄君

公庫 総裁 勝原 啓君

北海道東北開港 公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

公庫 理事 勝原 啓君

臣に御質問を申し上げたいと思いま

す。

今回、北海道東北開港公庫法の一部

を改正する法律の中で「政府は、必要

があると認めるときは、予算で定める

金額の範囲内において、公庫に追加し

て出資することが出来る。」という

ふうにいたしました。法律事項を予算

的な措置に切りかえているわけでござ

います。公庫の予算及び決算に關す

る法律のいわゆる公庫で、これらの措

置を今回はかりうとしてゐるものの中

に、農林漁業金融公庫、公營企業金融

公庫、それにいま提案になっておりま

す北海道東北開港公庫、医療金融公

庫、中小企業信用保険公庫がありまし

て、これらを予算措置のみにすること

にして、国民金融公庫についてはこれ

を残して、本年資本金を二十億円増額

して二百二十億円にしようといはして

おるわけでありまして、このような区

別をいたしまして、国民金融公庫だけ

は法律事項に残す、他の公庫について

は、これをこの際予算的な措置で足り

るといふふうに改正をした、その理由

は一体どこにあるのかという点をまず

お尋ねをいたしたいわけでありまして、

それと同時に、今回大蔵委員会のほ

うに提案をされております公庫の予算

及び決算に關する法律の一部を改正す

る法律案の中で、国会の議決権を削り

取りまして、住宅金融公庫と国民金融

公庫の固定資産の取得に關する限度額

を削除いたしておりますが、これは予

算総則の中からはずすという考え方を

とっているわけでありまして、そういた

しますと、予算総則の中でそれらの事

項が削られてくるということになりま

して、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

ようにして、本年までは予算総則の中に出す

で御審議を願ひ、確定を願ひならば、

あえて法定としてそのつど改正を願

ひするよりも、より合理的ではないか

というふうな考え方になつて、今

度の改正案をお願いしたわけであり

ます。

現在までに各特殊会社等は、予算の

措置のみでできるようにしてゐるわ

けであります。日本専売公社、日本住

宅公団、農地開発機械公団、日本道路

公団、首都高速道路公団、阪神高速道

路公団、森林開発公団、それから水資

源開発公団、その他海外技術協力事業

団等幾多のものが、新しい法制の体系

下につくられましたものは、それが確

定をいたした場合には、みな予算措置

のみでできるように法制上なつておる

わけであります。しかし、商工組合中

央金庫とか、それから日本貿易振興会

とか、それから奄美群島復興信用基金

とか、林業信用基金とか、鉱害賠償基

金とかいうようなものにつきまして

は、予算の措置のみでできるという特

殊法人等にあらせて御改正を願ひたい

ということを考えておるわけでありま

す。

なお、輸銀法等につきましては、こ

の国会で御審議いただきまして、衆議

院を通過して、いま参議院で御審議を

お願いいたしておるわけでありまして、

その意味で、国会の審議権をできるだ

け小さくしようとか、そういう考え方

の意図に出るものではないということ

は、ひとつ御理解いただきたくと思ひ

ます。国会を尊重することはもとより

第一類第一号

内閣委員会議録第六号

昭和三十三年三月六日

第一類第一号

でありまして、われわれもまた国会議員でありますので、国会の尊重に對しては、政府も人後に落ちておるわけではないわけでございます。租税法定主義というふうな憲法で明らかに定められておるようなもの、なお国会の御審議をそのつどおわすはうがより適確なものについては、多少弾力性が欠けるというふうなうらみがあつても、国会尊重のためには立ておるわけでありまして、かかる特殊法人、公団等につきましても、その設立の経緯、業務の実態等をお考えの上、格別な御理解をいただきたい、このように考えるわけでありまして。

それから国民金融公庫の問題は、これは今度新しく出したのではなく、この前の前の前の国会ぐらゐからずっと農地被買収者に二十億貸し付けるといふ法律が継続的に出ておるもので、この法律は継続案件でありますので、新しくこのような条項を書き加えなかつたということでございます。

それから固定資産の取得の項を削る理由につきましてもは開銀、輸銀等はすでにかかる条項はないということでございます。予算の添付書類の資金計画の中で取得を明らかにいたしておるもので、かかる条項は必要だといふ考えに立つておるのであります。

○村山(喜)委員 大臣の答弁はとも明瞭でないわけですが、いま私がお尋ねをいたしておるものは、公庫の予算及び決算に関する法律のその公庫、この中で、現在予算措置のみでできるという法律改正のないものが、住宅金融公庫が一つ残っているわけですね。今回法律改正をしよう、予算措置のみに切りかえようじゃないかという考え方は

のものに、農林漁業金融公庫、それに公営企業金融公庫、北海道東北開発公庫、さらに医療金融公庫、中小企業信用保険公庫等がありまして、こういうようなものを予算措置のみに切りかえるようにしよう、同じ公庫の予算及び決算に関する法律の公庫である国民金融公庫だけ残して、ほかのものを切りかえていく、こういうような考え方を

お立てになつた——同じような対象のもの、同じように考えられなければならぬのに、その点だけ特別に処理するといふのはおかしいじゃないか。それから中小企業金融公庫も、法律改正を要するということになつてゐるが、これも残してある理由というものを明確にしなれば、今回軒並みに改正しようという、大部分を改正しようという趣旨との間に、食い違ひがあるじゃないかといふことをお尋ねをしてゐるわけですね。

○田中(喜)大臣 わかりました。国民金融公庫もこのように平仄を合わせればいいじゃないかといふことでございますが、先ほど申し上げましたように、いま大蔵委員会で御審議を願つております国民金融公庫法は、現時点において提出をしたのではなく、もう三国会か四国会前に農地被買収者問題に對する新たな貸し付け金に伴う政府出資二十億といふことを御審議願うために出してあります。その法律のままお出しなしてありますので、今般は前案のままであつて、この規定を挿入しなかつたといふことであります。

では将来どうなるのか。将来は、いまお願いをしておりますように、新しい方式に平仄を合わせていって改正案をお願いする、こういうことであります。

それからもう一つの中小企業金融公庫法につきましても、このたび特にその条項だけで提案をするというには、政府の出資が必要となつたので、政府の出資が必要となるような時期にこのような条項もあわせて御審議をいただくという全く事務的な考えに立つものであります。

○村山(喜)委員 大臣にお尋ねをいたしますが、いま、そういうような追加出資ができるようにして合理的な運営を考えていくのだ、だから、法律事項を予算事項に改めていくのだというお話でございます。

そこで、じゃ一体その内容はどういうふうになつてゐるのかといふのを調べてみますと、北海道東北開発公庫に今回産投会計から十億の出資をしておられるわけですね。それに公営企業金融公庫に一億、農林漁業金融公庫に二百九十億、住宅金融公庫に百億、これだけ出資をしておられるわけでありまして、そういうような資金需要を新たに必要とする内容の面は、どういふふうになつてゐるのかといふのを調べてみますと、国民金融公庫にしても、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫にいたしましても、この経理内容は、滞り貸し償却引き当て金の繰り入れ額を調べてまいりますと、非常に減少の傾向をたどつてゐるわけですね。それに比べて、北海道東北開発公庫あるいは中小企業信用保険公庫、さらに医療金融公庫、こういうふうなのはそういうような点から考えてまいりますと、業績が向上してゐる。業績が向上をしてゐるようなものもあるいは業績が減退をしてゐるようなものもある、同じような形で

お考えになつていらつしやるのではな

かるうかと思つたのです。一体こういうような産投会計からの出資金の方向といふものをどのようになつておるのか、といふのは、具体的な例として申し上げますと、農林漁業金融公庫の場合等は、貸し付け残高に對するところの滞り貸し償却引き当て金の繰り入れが、三十七年度の場合には七億あつたけれども、三十八年度の

場合は一億八千万になる。しかも、その経営の状況を調査いたしましたところ、償却積み立て金に該當する分は〇・五%しかことしはない。三十八年度においては、それだけしかない。ことしさらに政府の追加出資もなされてゐるわけでありまして、それと同時に、いわゆる九段階の金利を四段階に切りかえる、あるいは三分五厘から五分五厘の間の金利の構成比率を低金利の方向に改めていく、そして貸し付け期間も延長をする、こういうふうにして改善されますと、ますますその償却積み立て金の利益分は減少をしていく。そこで今度、内容的にその貸し付け残高に對するところの滞り貸し償却を精算をしてみると、農林漁業金融公庫の場合には、赤字になるおそれがある。そういうようなところには、財政投融資を、産投会計からの出資金を大幅に増額をすることは、政府としては政策上の問題でありますから、当然おやりにならなければならぬ。ところが、北海道東北開発公庫の場合には、これはたいへんな利益をあげてゐる。そしていままでに国庫に利益金として返納したものが、十億二百万円もある。ことしさらに六億も純益をあげるようになつてゐる。こういうようなところに、同じようにそういうような

産投会計からの出資金をやるといふ形をとつていく場合に、その予算の範囲内で出資金を追加していくのだ、そのほうが合理的だ、こうおっしゃいます

が、その合理的になるところのいわけの基本的な考え方というものを、はつきりしておかなければならぬと思つてゐるが、そういうような点については、どういふようにお考えになつてゐるのですか。

○田中(喜)大臣 先ほど申し上げましたように、資本金額が一定の金額をもつて表示をされておるものと、その法律の法律解釈としましては、この法律を制定いたします当時は、この法律をして金額の資本金で事足りる、こういう認定のもとで法律条文として入つたわけでありまして、しかし、その後、時代の趨勢によりまして、増資、出資等の必要性がその公庫、公団等の必要性から出てまいりましたので、予算で一括御審議を願うわけでありまして、予算の中で十分御審議を願つた結果議決をせられ、その予算の範囲内において行なうものでありますので、この特に追加した後の資本金額を、一定の金額をもつて表示するといふことは必要でない、こういう考え方に立つておるわけでありまして。

○村山(喜)委員 先ほど公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案の中で、住宅金融公庫と国民金融公庫だけが、今日まで固定資産の取得に関する限度額を国会で定めるようになっておつた関係で、これは整理しようがないけれども、今後においては、法律改正の後においては予算総則の中からはずすのだ、こういうことになると思

うのですが、これは現在予算総則の中で明確にこれだけの固定資産の取得については限度額というものを示すようになっておりますが、これも予算総則の中から今後は消えていきますか。

○田中中国務大臣 法規課長からお答えいたします。

○相沢説明員 公庫の予算及び決算に関する法律の第五条におきまして、予算総則に定めるべき事項といたしまして、固定資産の取得に要する金額の限度額が載っておったわけでございます。これは先刻大臣から答弁がございましたとおり、公庫の資金計画におきまして固定資産の取得の限度といたして示されておるわけでありますので、重ねて予算総則においてその限度額を設ける必要はないのじゃないかというところで、今回これを削除することにしたわけでございます。なお、住宅金融公庫法及び国民金融公庫法におきましてこの規定の改正は、この両公庫に関する法律以外に、さらに国民金融公庫法においては、第二十六条におきまして「公庫は、国会の議決を経た金額をこえて、業務上必要な不動産を取得することができない。」云々という規定がありますので、これも重複しておるので削り、さらに住宅金融公庫法の第五条におきましては、政府の出資にかかる資金の使途といたしまして「業務上必要な不動産を取得する場合及び国会の議決を経て経費に充てる場合を除く外、第十七条に規定する業務」つまり貸し付けの業務に充てなければならぬ」という規定がございますが、その「業務上必要な不動産を取得する場合」という事項に「国会

の議決を経た金額の範囲内」という規定がくっついておるわけであります。が、予算総則で規定することを削ります以上、当然これとの関連におきまして、住宅金融公庫法においても、その「国会の議決を経た金額の範囲内」という字句を修正、削除することにしたわけでございます。

○村山(善)委員 そういたしますと、今後において予算総則の中からは消えますね。

○相沢説明員 そういうことでございます。

○村山(善)委員 では、予算で定める範囲内というものと、いわゆる国会で議決をした金額の範囲内、この例示のしかたの中でどう違いますか。

○相沢説明員 予算の定める範囲内というこの予算でございますが、政府関係機関の予算におきまして、資金計画は、これは添付書類になっておりますが、その添付書類におきまして、固定資産の取得額が幾ら幾らということ、それがそれぞれ各公庫におきまして規定されておるわけであります。その金額の範囲内というのを、ここに言いますところの、法律におきましてこの予算の範囲内というふうに読んでおるわけでありまして。

○村山(善)委員 私があそびしているのは、その資金計画は添付書類に云々というふうなことでなくて、この法律事項にある「予算に定める金額の範囲内」というものと国会の議決を経た金額の範囲内との間に、差異があるかどうかということを開いているのです。

○相沢説明員 国会の議決を経たという形でありまして、これは国会の議決

の対象は、予算におきましては、予算総則及び各項の金額でございます。その意味におきまして「国会の議決を経た金額」というものは、項以下の、たとえば目の金額には及ばないわけでございまして。そういう意味におきまして「国会の議決を経た金額の範囲内」ということは、それから予算の範囲内というところは、その予算が目において示されておる場合においては、若干の相違があるわけであります。

○村山(善)委員 ここで第四条の資本金は、この法律が改正された場合には実質的に十億円の増額になるわけですが、二十七条のいわゆる二十倍の債券発行の条項は、同じその趣旨を受けて、その実質的な増資をされた分まで含めた金額が元金になって債券が発行されるというふうに考えて差しつかえないわけですか。

○田中中国務大臣 御説のとおりであります。

○村山(善)委員 そうなりますと、それは形勢的に見た場合には、未発行株式制度の増資に該当するものではないかと私は思うのですが、資本金が元入れ資本、払い込み資本、出資資本なりという考え方をとっていった場合には、やはり対外的に与えられた影響等から考えて、法定事項にしたほうが明確になつてつきりするのではなからうかと思うのですが、予算の範囲内では、幾らの予算がついたかというところは、国会の審議の中においては十分わかりまされども、国民の間にははっきりわからないのではないかと思うのですが、それをわからせる方法はあるのですか。

○田中中国務大臣 法律を読んではわかり

らないわけですが、予算の添付書類にも明らかにしておりますし、なお登記所へ行けばわかるということになるわけでありまして。しいて申し上げればそういうことです。

(委員長退席、辻委員長代理着席)

○村山(善)委員 そこで、私はこれは大蔵大臣に内容的に一々お答えを願うのもどうかと思うのですが、利益金を計上しているのは、八公庫のうちで住宅金融公庫、北海道東北開発公庫だけで、累計は、先ほど申し上げましたように、十億二百万円を国庫に納入して、本年度さらに六億納入し得る見込みである。そうなりますと、三十八年度に十億の増資をやり、三十九年度に十億の出資をいたしましたが、実際のほうで措置いたしたものは、結果的に見ると四億にすぎない、こういうことになるわけでありまして、こういうふうなわけで公庫のあり方というようにないわけがあるのでしょうか、それからそれぞれの行政上の政策上の必要性に基づいて公庫はできておるわけでありまして、ふたをあげてみたら、赤字になりそうなの、転落しそうなところも、私は今後において出てくると思うのでありますが、そういうものに対するいわゆる考え方、問題、これを大臣からお聞かせを願いたいと思うのです。というのは、現在金利負担の問題等を見ますと、いろいろの違いがあるわけでございまして、けれども、北海道東北開発公庫は八分七厘というところになっておるようでありまして。本年度の予算の中で利益金はゼロということにいたしましたつじつまを合わせているのは、それだけ償却の繰り入れの法定率というものを引き上げ

まして、それによって内部資本金を留保することができるよう措置されているわけだろうと思うのですが、ほかのところの公庫を調べてみますと、充足率は非常に悪いのではないかとと思われる節が多いわけでありまして。そうなりますと、一体、経営が健全であり、しかも利益をあげ、そうして政府の世話にあまりならない、こういうところについては、業務運営の内容について、もつと地元の利益に即応するような態勢というものを考えてやるべきじゃないかと思うのですが、大蔵大臣のお考えをお聞かせ願いたい。

○田中中国務大臣 いま御説の通り、三十九年度におきましては、公庫の資産内容を充実すること等、そのために内部留保を厚くするというところで、利益は計上いたさないということになっておるわけでありまして。利益を計上すれば国庫納付が行なわれるわけでありまして、事実上は国庫納付を行なわないというところで、そのようにしておるわけでありまして。まあ北海道東北開発公庫は、これまで長い歴史がありますけれども、これからのいよいよ北海道、東北等の開発を進めなければならぬ、こういう政策目的を考えますと、やはりこれらの公庫が新しい事態に対処して十分業務を拡充していきけるように、いまから内部留保を厚くして公庫の資産内容を充実せしめておくというふうな配慮に出るものであります。国庫の納付金も取らないで、また内部留保を厚くするというような余裕があるならば、ひとつ八分七厘の金利を下げたかどうかということになるわけでありまして、これはただ公庫の金利というだけではなく、一般の、その他の公庫、

政府金融機関、なおかつ民間金融機関等の広範な金利の立場からバランスをとって考えなければならぬ、こういう問題も一つあるわけでございます。

もう一つは、御承知の、地方開発資金として開発銀行に設けられました地方開発資金の金利が八分七厘というところでありますので、昔は太政官時代から、北海道開発のために、公共事業に對しては全額負担というような特例はありましたが、いま地域開発の急を叫ばれておる現在において、北海道東北開発だけが、長い歴史があるので、また内部留保も十分できておるので、これだけうんと下げる、こういうことは、バランスの上でも、実際の上でも、なかなかむずかしいというところは言ひ得るわけでありまして、しかし、地域開発に重点がより指向されて、地方開発資金がすべて八分七厘を下ぐべきである、農林漁業金融公庫のように、だんだんと下げていくべきであるというふうな事態になれば、当然資産内容は非常にようになっておるので、そういうときには事態に對処することができ、こういうことで御了解をいただきたい、このように考えます。

それから各公庫の問題についてでございますが、各公庫に對しては、確かにバランスの上で見ますと、いろいろな問題がございます。しかし、各公庫とも、政策目的に重点を置いておりまして、資産内容よりもまず公庫、公庫等の設置法の法律の趣旨をより推進するために、農林漁業金融公庫を例にとつてみますと、農林漁業金融公庫のバランスを言うよりも、九段階を四段階にして利息を下げる、無利息をつく

ろう、こういう政策的なウエイトが違ひますので、大蔵省としましては、やはり公庫、公団といえどもバランスをとつてもらわなければいかぬ、こう考へておりますが、政策のほうはより重要であるということで、相当拡大解釈をしながらまず政策を先行させていく、こういうところに、同じものでありながら、北海道東北開発公庫のように歴史を持つものは非常にバランスがよい、しかし、他のもの等に対しては、ほんとうに計算をすると赤字になるかもしれないという問題もあるわけでありまして、しかし、バランスの上で赤字が出るような状態になれば、政府からの繰り入れ、一般会計からの出資等も行なっているわけでありまして、これが公社、公団の機能が十分發揮されないというふうなことは、事実上ないわけでありまして、

○村山(喜)委員 私は、大臣のおっしゃるように政策が重点になり、それにバランスシートよりも重きを置いていくというなら、農林漁業金融公庫、これと同じように、北海道東北開発公庫の場合でも、業務の運営の内容について改善の措置を講じさせることができるようにすべきではないかと思う。

というのは、業務実績を見てみますと、この公庫は債務保証は一件もやっていない。そうして貸し付け対象を調べてみますと、これもほとんどいいわけゆる地場産業を育成するという立場から考えた場合には、もっと緩和し、拡大をする必要があるのではないかと。こういうような面において、貸し付け金利の面が低減できないということになるならば、公庫が設けられた理由からいって——滞り貸し償却引き当て金も

十分に計上をし、しかも利益金も国庫のほうに十億から納めている。しかも三十九年度予算ではゼロになっておりますけれども、四十年になりますと、その累積の限度を千分の三十から四十五に引き上げられるわけです。いまの五回に引き上げられるわけですから、上回つて利益金があると思う。そういうような見通しがもうついている。とするならば、当然そこには貸し付け対象の緩和であるとか、あるいは債務保証を積極的にやらせるとか、それぐなるべきではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○田中(喜)大臣 北海道東北開発公庫法を制定したときの精神は、十分私も承知はいたしておりますので、あなたの御説明もありましたので、そのようにこの法律の使命が達成せられるように、前向きで考慮したいと思ひます。

○村山(喜)委員 行政管理局のほうにお尋ねします。

四十三国会の五月二十八日、行政管理局設置法の一部を改正する法律案の修正案の趣旨の説明が、内閣府委員からございました。その行政管理局設置法の一部を改正する法律案は、行政管理局において公社、公団、公庫、事業団等の、いわゆる特殊法人の新設等の審査を行なうようにしてあるのが原案であつたのでありますが、その政府目的の変更の二つに限られていて、これはおかしい。だから、新設及び目的の変更以外の重要な制度の改正、たとえば業務範囲の変更、役員を増減、資本金の変動、政府の監督方式の変更等

が審査の対象外になっておるのは、これは遺憾である。だから、こういうようなものを合理的に、そして能率的な運営をはからうとする立場から、政府の原案では不十分だから、目的変更以外に、当該法律の定める制度の改正の場合及び廃止の場合にも、行政管理局が審査を行なうようにしたいというところで、満場一致でこれは国会を通過いたしますと、これは明らかに行政管理局に對しまして、そういうような公団、公庫、事業団という特殊法人の経営内容に對して、政府の監督を徹底して行なわなければならぬんだ、こういう考え方を国会の意思としてきめられたものだと思ふのであります。そのような立場から、やはり国会の権限というものを明確にしていく中において、当然行政当局がやろうとする行為に對するチェックを行なつていかなければならぬという考え方は、これは国会の意思として表明をされていくように私はうかがうのであります。

行政管理局が今回農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫、北海道東北開発公庫、医療金融公庫、中小企業信用保険公庫等を予算措置のみでできるようにすることに對しまして賛成をされたから、こういうような形で出てきておるんだらうと思ふのですが、これに對してお考えをお持ちになつてはどうかというところをお尋ねしたのであります。これと同じような考え方の中に出てまいりますのは、監事の権限の問題にもあるわけでございます。それは行政監察月報の四十六号、この中にも意見が出されておるわけでありまして、そ

れの二四九ページに出ております。この中で二五〇ページのところに「監事の職務権限と責任の明確化について」の職務権限については、現行法の規定に「加え、次の事項を設立基本法において明らかにするよう措置する要がある。一、監事は、監査結果にもとづいて、公社等の業務に關し改善を必要とする事項があると認められるときは主務大臣に意見を提出し、または総裁(理事長)に意見を述べることができ、このようにいうような考え方を述べながらも、今回の法律案の提出にあたりましては「総裁を通じて」、こういう形にされた。一体そこには、行政管理局の考え方というものはどこに基本があるのか、この点については、やはり長官からその真意のほどをお伺いをいたしませんと、われわれは行政管理局に對しまして期待をしているものが裏切られたというか、この点について、経緯を明らかにしていただきたいと思ふのであります。

○山村(喜)大臣 お答え申し上げます。

先般、行管におきまして監事制度の問題につきまして勧告をいたしました趣旨は、この監事制度の職分を最高度にとつてお役に立てたいというねらいでございます。すなわち、ただいま御朗読がございました条項を勧告いたしましたのでございます。この北海道関係の法案につきましては、やはり政府内部におきましていろいろな意見があつたのでございまして、反面におきまして、公団、公社の一体化の原則もございまして、一応理事長あるいは総裁を通ずるといふのは、ほんとに通過機関

という意味ならば、監事の権限というものを制約するものじゃないという観点から、このようにした次第でございます。

○村山(喜)委員 第一点についてお答えを願いたいと思うのです。先ほど行政管理局設置法の第二条四の二に「法律により」云々ということ、法人あるいは特別の設立行為をもって設置される法人の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行なうことという権限が、行政管理局の設置法において規定づけられておる。そこで私が第一にお尋ねしたのは、公庫の予算及び決算に関する法律のいわゆる公庫の中で、五つの公庫について、それは予算措置のみでできるようにするということが政府原案として出されているわけでありますが、それに対してどのように行政管理局としてはお考えになったのかという点を明らかにしていただきたいと思います。

○山村国務大臣 行管といましての権限は、御存じのように、機構の点でございまして、資本金関係の問題は、これは大蔵省関係の御所管でございまして。特にまたこの問題につきましては、予算案そのものにおきまして、国会の審議をお願いする次第でございまして、この点は、私どものほうは差しつかえないという見地から処理いたしましたような次第でございまして。

○山村国務大臣 国会の御審議が、予算案の御審議の際十分なされるものと

いうことを期待いたしている次第でございます。

○村山(喜)委員 実際問題として、長官どうお考えになりますか。予算が予算委員会で審議をされる、その中で、これは国会の審議権というものは、当然そういふような政府の一般会計の予算のみならず、特殊機関の予算等につきましても、十分に論議を深めていかなければならないわけですが、事実上の問題として、たとえば十億の出資をする、あるいは一億の出資をする、そういうような国全体の予算の中ではきわめて少ない部分のものが出された場合には、ほとんど論議をされていらない。法律事項とすることによって、それは正しいかどうかということから十分な論議ができるということ、現実の情勢だと思ふのです。形式的にはあなたのおっしゃるのとおりだと思ふのですが、実質的に論議を深めていくというの、そういうようなものが提出された委員会には私はあると思ふのですが、それについては認めにならないのですか。

○山村国務大臣 御説の問題でありますと、率直に言いますならば、予算委員会のあり方等の問題にまで波及してまいりまして、非常に議論が分かれるところだと思ふますが、当然私は、予算委員会の分科会等におきましては、この問題は精密に審査されるものと考えております。

○村山(喜)委員 私は先ほど、四十三国会で、行政管理局の設置法の改正のときに、与野党満場一致で修正議決されたそのいわゆる国会の意思というものの関係をどういふふうにお考えになりますかというところをお尋ねして

るのです。それに対してはお答えになつていらつしやらないのですが、その点はどうですか。

○山村国務大臣 実はその、この前の村山委員の御発議によるものの御決定というものは、(村山委員「いや、これは内閣委員ですよ」と呼ぶ)承知しておらないのでございまして。いざにいたしまして、国会の意思を十分政府が尊重いたしますことは、これはもう当然のこととございまして、いまさら議論の余地がないと思ふのでございまして。

○村山(喜)委員 これは行政管理局の長官でありますあなたが、御存じないというところはおかしいです。これは四十三国会で内閣委員から提案理由の説明がなされて、満場一致で可決決定されたのです。だから、これは知らないということはお取り消しになるべきじゃないかと思ふのですが、その点ははっきりしていただきたいと思います。と同時に、この内容については、一体どういふふうには国会は考えて修正をしたのだというふうにお受け取りになるのか。これについては、長官がまだ目を通しておられないのだったら、きわめて重大な問題でありますので、ここで御協議になつてお答えを願いたいと思ふのですが、いかがでありますか。

○山村国務大臣 私の責任におきまして、事務当局から答弁させます。

○松本説明員 私から、いまの点について御答弁申し上げます。

前の国会におきまして、この設置法の改正を出しました場合に、御修正をいただきました、新設、それから目的の変更、その他重要な制度の改正及

び廃止を審査することにこの委員会の修正によつてなつたわけでありまして、私どももいたしましては、この趣旨は、公庫、公庫等が乱設されたり、またみだりに運用されることのないようによく見る、こういう御意思と思ひまして、その趣旨ののつとめて審査をいたしておる次第でございまして。ただ、行政管理局の職務権限といたしましては、管理の立場からそこで見ているわけでございまして、もちろん資本金の増額ということは、組織の面にも重要な影響がございしますので、審査はいたしております。ただ大蔵省と、予算の点もございしますので、大蔵省のほうと十分密接なる連絡をとりながら、相談の上で審査しているわけでございまして、資本金そのものが多いか少ないかということ、予算を持つて大蔵省の政策的な見解というのと非常に密接な関係がありますので、あまり立ち入ることは、行管の審査権の立場からは適当でない、こういうふうにお考えをしております。その資本金が多い少ないということについては、そう深く議論はいたさないという方針にしております。これは大蔵省の予算審査権並びに政府の政策を尊重するということだと思ひますから、そういうやり方をやつておるわけでございまして。

○村山(喜)委員 私も、予算が多いか少ないかという問題を問題にしているのじゃないのです。当時修正案の趣旨説明に当たられた内閣委員のこの内容の中に、業務範囲の変更、役員の増減、資本金の変動、政府の監督方式の変更等は、重要な事項の審査に該当するのである、こういうことになつておる。そういうことと、今回政府が

提案をいたしてまいりましたのは、いままでは法律事項であつたものを、予算の範囲内においてというふうに切りかえてきている。これは資本金の変動等に伴う重大なる事項の内容に該当すると私は思ふのです。その点はいかがですか。

○山村国務大臣 確かにそういうような表現によりまして御指摘をされますと、この御指摘の事項に該当するものとは考える次第でございまして。ただ問題は、予算委員会等を通じて国会におきまして御審議を賜ふる次第でございしますので、十分に国会の御意思を尊重いたしておると思ふ次第でござい

○村山(喜)委員 問題は、この行政管理局の設置法の第二条の四の二によつて、審査を行なうことに権限をお持ちになつておるあなたのところ、先ほどは、その修正の内容についてよくわからないという答弁をされた。これは長官としてとばが足らなかつたのだからと私は思ふのですが、先ほどのことばについては、それをお取り消しになつたほうがいいんじゃないですか。私は申し上げたのですが、それについては何もお触れになつておいでにならないわけですか。そこで私が申し上げたいのは、こういうような審査を行なつた結果、やむを得ざるものであるとして賛成をされたのか、あるいは予算委員会等で十分に論議されて、今後処理されるから、当然であるとして賛成をされたのか、どちらなのですか。

○山村国務大臣 ただいま御指摘の点につきましては、後段のほうに該当するものと思ひます。

○村山(喜)委員 当然であるとお考え

はきのう地方行政で行なわれました公営企業金融公庫法の一部改正、この中でも監事の職務権限を主務大臣に直接

つながるようにしようということで満場一致で修正をされた。そのことは当然皆さん方のほうでもお考えをいただいているわけであります。そこで、私はこの際やはり明らかにしておかなければならない点は、この行政監察月報の中で、先ほどお示しをいたしました

ように、行管として意見を出しに
なっていられしやるのです。監事は、
公社等の業務に関し改善を必要とする
事項があると認められるときは主務大
臣に意見を提出する、こういうような

のをお出しになつて、そして広く国民に意見を求めておいでになる、こうい

う態度があるにもかかわらず、これが今度の政府の提出法律案になってまいりますと、必要があると認めるときは総裁を通じて主務大臣に……。これで

は、あなた方が難儀苦勞して行政監察月報でこうして監察局の意見としてお出しになっておる事項が、法律として出されてくるときには意見が全然通っていない。これは一体どこに原因があ

るのか。そしてそれが国会において修正をされるというようにすることについて

て、やはり行政管理庁としては責任をお感じにならないのじやないかと思うのですが、その点については、長官あるいは監察局長もお見えになっていらっしゃいますので、明らか

かにもしてもらいたいと思います。

○山村国務大臣 お答え申し上げます。

監察の結果といたしまして勸告をいたしましたことにつきましては、行管

といたしましては終始主張し続けてま

いった次第でございます。この法案が
出ます際におきまして、政府部内にお
きましていろいろ議論が分かれたの
は事実でございます。しかし、結論と
いたしまして、必ずこの監察の精神を
生かす、要するに「総裁を通じて」とい
うことは単なる通過機関だということ
を確認の上において、実は行管とい
うにしても同意いたしました次第でござ
います。

○村山喜委員 この点については、
後ほど満場一致で修正をされる見通し
でありますので、私はここではもう触
れません。だから、このようなものを
お出しになっていらっしゃるのですか
ら、そのような立場から、こういう点
についても行政管理局はもう少ししっ
かりしてもらわなければいけないと思
います。そこで、その問題はその程度
におきます。

次は、業務の運営内容についてお尋
ねいたしたいと思います。総裁にお尋
ねいたしますが、ことしの予算書の中
で、滞り貸し償却の引き当て金の法定
充足率というものが千分の三十から四
十五に引き上げられたため、予算書
の上ではこれがゼロということになっ
ているようでありまして、今日までの業
績をこうしてずっと見ていきますと、
業務運営が非常にスムーズに行なわれ
たと、私損益計算書の上では見受けら
れるわけですね。そういったものと、こ
のままの形で今後運営がされてまいり
ますと、ある一定の年度たちますなら
ば、滞り貸し償却引き当て金も、今度
改正されました千分の四十五、四十六
億九千万円、これに到達するのには、
あと一年か二年で当然到達してしま
うのじゃないか。そういったし

と、内部留保金といたしまして四十億
から五十億くらい内部留保ができ
る、それだけの資本の積み立てが行な
われるというふうになってまいり
ます。そこで私は、先ほど大蔵大臣に
もう少し経営内容を住民の要求に即す
るような方向に改めるのがこの際必要
ではなからうかというのを申し上げ
たわけですが、それについては、今回
この予算書をお出しになる際に、い
ゆる利益金をゼロにするような、そ
ういう計画書を大蔵省に折衝をされて承
認をとられた、その経緯等については
努力を認めるわけでございますが、や
はり将来の見通しをこの際明らかにし
ながら、そして住民の期待にこたえら
れるにはこういうふうにしなさいとい
う抱負があらになるならば、お答えを
願いたいと思うのです。

なお、これに関連しまして、北海道
開発庁長官の佐藤国務大臣もお見えで
ございますので、この債務保証を全然
やっていない、そして貸し付け金利の
問題やあるいは貸し付け対象の緩和の
問題等も考えなければ、地場産業の、
ほんとうにこれから伸びていくであ
ろというふうな産業面が十分生かされ
ていかなければならぬかというよ
うに、私は業務報告書の中から受け取
るわけでありまして、そういうような
ことに対して御見解がございましたら
ら、お聞かせを願いたいのでありま
す。

○北島説明員 ただいま当公庫の業績
につきましておほめのおことばをいた
だきまして、まことに恐縮でございま
す。

御案内のごとく、昭和三十四年度か
ら利益金を生じまして、国庫納付いた

しておりますその金額はすでに十億
二百万程度にものぼっておりますが、
私昨年四月に公庫に参りまして、し
さいに内容を検討いたしました。なる
ほど先人の努力はもうございまして、
非常にしとして公庫の内容の充実を
はかられた御努力はまことにありがた
いのでございますが、他公庫との比較
などを考えますと、いままでの利益金
は、やはりある程度内部留保というも
の犠牲においてなされている感じがあ
ったわけでありまして、そこで、参りま
してから、借入れ者の御意見あるいは
地元の皆さまの熱烈な御意見なども承
りまして、どうかひとつ国庫納付とい
うのはなくして、それだけの金がある
ならば、金利の引き下げなりあるいは
内部留保の充実なりに向けたらいい
じゃないかという世論に、私は全く賛
同いたしました。三十九年度の予算に
おきまして、大蔵当局に要求した
わけでございますが、幸いにいたしま
して、従来の滞り貸し償却引き当て
金の繰り入れの限度率、これは従来毎
年度大蔵大臣の通達において定められ
ておったのでございますが、年度末の
貸し付け残高の千分の三十というの
を千分の四十五に引き上げていただき
たい、こういう要求をいたしましたの
に、三十九年度の決算からその
含みでもって御通達いただく内定を
得まして、ここに、この数年来出てお
りました国庫納付が、初めて三十九年
度において生じなくなったわけござ
います。今後、このままでいけば一体
どの程度国庫納付がなくて済むか、あ
るいはまたこの一、二年でなくなるの
じゃないか、こういう御質問でござい
ましたが、ただいまのところ、貸し付

け残高の千分の四十五ということにな
りますと、毎年度貸し付け残高もふえ
てまいります。そういう検討をいたし
ますと、今後の公庫の業務の伸びが
いにもよりまずいけれども、少なくとも
この数年間は国庫納付は生じないのじ
やないだろうか。そのときになってま
た納付を生ずるようになったらどうす
るか、こういう問題はまたそのときの問
題でございますが、私といたしまして
は、他公庫との比較からいたしまして
て、一応千分の四十五に本年度は御承
認いただきましたけれども、さらにお
引き上げいただいてもいいのじやない
かという気持ちを持っております。こ
れはまた今後何年かたちまして、大蔵
当局にもお願いするわけでございます
が、その事態に對しまして善処いたし
たいと思っております。いずれにいた
しましても、三十九年度から、いまま
で毎年続けておりました国庫納付金
がなくなりまして、それだけ内部留保
が充実されます。内部留保が充実され
ますと、結局金利調整その他に
て、公庫の金利を引き下げていいとい
うような機運になりました場合に、そ
れに即応する態勢ができつつあるわけ
でございますので、そういう意味から
も、私は、公庫の今後にとりまして、
まことにありがたいことと存じており
ます。

なお、公庫の貸し付けの今後の運営
についてはどうか、こういうお尋ねで
ございますが、北海道東北開発公庫法
第一条に、当公庫の使命が規定されて
おります。御承知のとおり、北海道及
び東北地方における産業の振興開発を
促進し、国民経済の発展に寄与するた
め、長期の資金を供給すること等の使

命でございますので、その公庫法第一
条の使命にのっとりまして、今後ま
す北海道、東北方面の産業の振興、
開発にお役に立ちたいと思っております。

なお、地場産業については、もつと
重視せよという御意見でございます。
これは、私もまことにごもっともと存
じております。今後北海道、東北の産
業の振興、開発のために役立つ産業で
ございすれば、何も地場産業だけとい
うことじやございません、もちろん
中央の資本もやっております。と、
地域開発も全きを得ないのでござい
ますから、そういう点ももちろん必要で
ございますが、地場の小さな産業が伸
びていくことも大いに必要でございま
すので、そういう点については、今後
一そう力を入れてまいりたいと思つて
おります。どうもありがとうございます。

○佐藤国務大臣 北海道東北開発公庫
が、かねてから経営が非常に堅実で、
政府に納付金までして。公庫の性
質上、どうもこれは少し過ぎておるの
じやないか、こういうことを指摘いた
しまして、大蔵省もようやく今回は納
付金をやめまして、先ほど来お話しに
なっております、滞り貸し準備金を
ふやすというところで解決したしたので
ございますが、もともと私がさような
点を指摘いたしましたことは、道民並
びに東北地方の方々の非常に強い御要
望でございます。本来開発を目的にし
ているもので、大衆利益をあげるとい
う筋のものではないだらう、こういう
ことが指摘されたのであります。その
御要望に沿って、ようやく今回第一歩
が片づいた。さらに今後は、ただいま

總裁からも御説明いたしましたように、ものによりましてはさらに金利を下げるようなことについてもくふうすべきではないだろうか。いずれにいたしましても、地場産業を育成強化する、ただいま御指摘になりましたような趣旨、これに私も賛同しておりますので、その債務保証という点につきましても、これなどはいままで実績がないというだけなので、もともとやれる筋でございます。それかと申しましたも公庫そのものがルーズなことでは困るのでございますから、それだけの権限を与えると、今度は公庫の責任者に運営については一そう責任のある処置をとってもらいたい、そうして地場産業の育成強化の方向へ、もっと積極的な態度で取り組んでもらいたい、かようなことを私も要望したいと思っております。

○村山(喜)委員 北海道東北開発公庫は、貸借対照表によりまして、三十九年度未の予定額としては、貸し債却引き当て金勘定は三十六億をこえるということになります。それから今度は三十七年度末における決算報告を会計検査院の報告に照らしてみますと、その内容は弁済期限を六カ月以上経過した元利延滞額が三億三千万円程度、しかも一年以上の延滞のものは一億五千万程度にすぎない、こういうような内容で、きわめて健全であります。これをほかの公庫等と比べますと、だいぶ開きがあるように私は思うのです。そういうようなところから、いままでのような貸し倒れない優秀な企業にだけ貸しておられたら、ますます利益が上がる。だから、この際債務保証をするような危険もある程度おかしていただ

いて、地場産業を引き上げてもらわなければ、公庫の設置の目的からいって、利益をあげられることはまことにけっこうだけれども、もう少し危険を公庫としてもかぶってもいいのじゃないか。それをまた、おまえは貸し倒れになったじゃないかというようなことで責められないように、佐藤国務大臣は実力者でありますので、そこをカバーしてもらおうと、今後非常に總裁もやりやすくなるのではないかと思います。したので、申し上げたわけでございす。今後、こういうような点は十分御検討願いたいと思うわけであります。

そこでちょっとこれははっきりしないのでお尋ねをいたしたいわけですが、總裁にお答えを願いたいと思ひますのは、今回土地造成等を法文化しようということ、これはまことにけっこうでありますけれども、三十八年度の予算参考書の貸借対照表によりまして、土地造成の融資が低下の傾向にあります。ということは、いままでも主務大臣が必要と認める事業というようなことで事業をやっておいでになった。だけれども、今後はこの土地造成の仕事というものを資産勘定で見ると、減少していくというふうな数字が出ておるようにお見受けするわけですが、その点は、法文化しても、従来よりも下がるというものであればおかし

いではないかと私疑問を持ったものですから、その点はどうなんですか。

○北島説明員 実は土地造成に対する融資につきましては、それが当公庫の資産勘定に不動産幾らと出るものではないが、この土地造成につきましては、従来法律に基づく主務大臣

の告示によりまして、苦小牧港開発に伴う工業用地及び工業用水道事業につきまして融資いたしておりますが、今回これを、政府におかれましては、主務大臣の告示でなくて、開発銀行と同様に法律の段階に明らかに規定した方がいいのではないかとということで、御改正案を御提案いただいていると承知いたしておるわけでございます。土地造成につきましては、なかなか融資のむずかしい点も出てまいると存じますけれども、いやくも北海道東北の開発のために必要な、また、有益な土地造成が民間会社によりまして行なわれ

す場合には、十分私どももこれに貢献したしたいと考えておるわけであり

○村山(喜)委員 私の質問はこれで終わります。

○辻委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次回は公報をもってお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

内閣委員会議録第一号中正誤

ページ	行	誤	正
二二	一〇	永山委員	〇永山議員
六五	五	五百万円	五百十万円
三一	三	何にとぞ	何とぞ